

# 条例の内容は？

# 議会はどう変わるの？

## 条例の組み立て

総合条例の組み立ては、従来の議員定数、定例会の回数、招集時期、議決事項などの条例、規則と、新たに規定する専決事項などを一つにまとめました。

詳しくは、議会総合条例の全文を別に全戸配布しますので、そちらをご覧ください。

## 通年の会期制

議員定数は、現在の10人で変更はありませんが、大きく変わる点は、地方自治法の改正により新たに制定された「通年の会期制」を議会に導入することです。

議会は、これまで町長が1年間に4回の定例会を招集していましたが、通年の会期制では会期が1年間に固定され、会期

終了の翌日から、次の会期が始まります。

議会議員選挙が行われた後の任期の開始日には町長による招集が行われますが、それ以外は招集されず、翌年以降は条例で定める日から自動的に会期が始まります。

また、町民の議会参加を進めるため、あらかじめ議会を開く日を「定例会」として決めました。

通年の会期制を導入することで、必要に応じて柔軟な議会の開催が可能になり、議会活動の幅が広がります。

詳しくは下の表をご覧ください。

## 条例の主な内容

そのほかに、条例に盛り込まれた内容は次のとおりです。

◆議員の発言  
会議、委員会などでの

質問や質疑応答は、論点や争点を明確にするため、一問一答方式に。一般質問の時間は、従前どおり1時間以内。

◆説明員の反問  
議会に説明のため出席している職員などが、議員の論点などを明らかにするために反問できる規定を整備。

◆議決すべき事件  
町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を対象。

◆専決事項の指定  
行政のスピーディな運営のため、あらかじめ町長に委任して専決できる3項目を指定。

①工事請負契約で、300万円の範囲内で請負金額を変更すること。

②損害賠償の額が、1件100万円未満の金額の決定と、これに関する和解と調停。

③法令の改正などで、必然的に改正が必要で独自の判断をする余地がない場合に限った、条例の改正。

◆住民参加の促進  
請願、陳情などの審査で、提案者の意見を聴く機会を設けることに努めることを規定。

◆ふるさと懇談会  
定期的に開く議会報告会の名称を「ふるさと懇談会」に。

◆参考人、公聴会制度  
委員会のみ認められていた制度を、本会議でも活用できるよう規定。

◆会議時間  
閉会時間を、午後4時から午後5時に変更。

◆議事日程  
議長が、議事日程を定め、通知、告示する。

◆委員会中心主義  
申し合わせで行ってきた議案の委員会付託を、正式に規定。

◆会議の原則公開  
委員会は、制限公開制から原則公開とする。

◆委員の任期  
「2年間」から「議員の任期（4年間）」とする。

◆全員協議会  
正式な議員活動として行う、全議員の構成による協議や調整の場として規定。

◆議会広報、議会放送  
議場で行う会議と委員会を、生放送と録画放送で行うことを規定。

◆常任委員会  
輝くふるさと常任委員会の定員を、10人から9人に変更。議長は常任委員に就任しない。

◆傍聴  
子どもの権利条約などに対応するため、児童と乳幼児の傍聴禁止規定を削除。

◆規律  
携帯電話の使用禁止。議場への、携帯電話、

議会の日程が決まっているから、議会に参加しやすくなるね。



### 通年の会期制の導入によって、議会が変わる点

- 議会の招集**  
議会の招集権が、町長から議長へ移行します。  
※ 議員選挙後の任期の開始日のみ、町長が招集します。
- 会期**  
議員の任期開始日（1月20日）から1年間【自動更新】
- 定例会（定例に会議を開く日）**  
3月：第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日  
第3月曜日と第3火曜日  
7月：第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日  
9月：第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日  
12月：第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日  
※ 今まで6月に開催していた定例会が変更され、来年から7月に開催されます。  
※ 従来の臨時会のように、条例で定める定例会以外にも、会議を開くことがあります。



葛巻町議会は、議会の活性化をさらに図るとともに、より多くの町民の皆さんの声や意見を把握し、町政に反映させるよう、取り組んでいきます。

パソコンの持ち込みを禁止。